

# 太田市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等の社会的役割にかんがみ、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で特に生活が困難である者に対して利用者負担の軽減（以下「軽減」という。）を行う場合の取扱いを定めるとともに、その軽減額が本来受領すべき利用者負担額の一定割合を超えた社会福祉法人等に対して、太田市が軽減額の助成を行う場合の手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「対象サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。

2 この要綱において「利用者負担額」とは対象サービスの利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係るものをいう。

(軽減事業)

第3条 軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び群馬県及び太田市に対して軽減の申出を行うものとする。

2 前項の規定により申出を行った社会福祉法人等は、太田市から社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証（様式第1号。以下「確認証」という。）を交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の4分の1を軽減す

るものとする。

ただし、国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有しているもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）については、利用者負担額の2分の1を軽減するものとする。なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）については、利用者負担の全額とするものとする。

3 次の各号のいずれにも該当する者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担額については全額とすることができる。

- (1) 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日及び令和2年10月1日にそれぞれ施行された生活保護法による保護の基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者
- (2) 前号に該当する生活保護の廃止時点において、本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者（高額介護サービス費等の適用）

第4条 法第51条に規定する高額介護サービス費の支給又は法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給及び法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給の適用は、前条第2項又は第3項の適用を行った後の利用者負担に対して支給するものとする。ただし、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費については、第2条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階のサービス費に係る利用者負担について、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることから事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としない。

また、法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費及び法第51条の4に規定する特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所

者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減を行うものとする。

(軽減対象者)

第5条 軽減対象者は、法に基づく要介護被保険者又は居宅要支援被保険者等のうち、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあった月の属する年度（居宅サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税若しくは特別区民税（所得割を除く。以下「市町村民税等」という。）が課せられていない者又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税等を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。）で、次の各号をすべて満たす者とする。（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者で、同条第3項に規定する利用者負担割合が5%以下の者については対象としないが、同条第1項に規定する旧措置入所者で、同条第3項に規定する利用者負担割合が5%以下の者であっても、同条第5項第2号に規定するユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。）

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 利用料等の負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(確認証の申請及び認定)

第6条 軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を太田市長に提出しなければならない。

- 2 太田市長は、前項の規定により申請した者が、第5条に規定する軽減対象者であると認めるときは、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、確認証を交付するも

のとする。

(確認証の有効期限)

第7条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度(確認証を発行した月が4月から7月までの場合にあつては、当該月の属する年度)の7月31日までとする。

(確認証の更新)

第8条 確認証の交付を受けた者は、有効期限後においても引き続き軽減を受けようとする場合は、確認証の更新の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、有効期限までに確認証を添えて、申請書を太田市長に提出しなければならない。

3 第6条第2項の規定は、確認証の更新申請の場合に準用する。

(確認証の再交付)

第9条 確認証を紛失し、又は破損した者は、確認証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を太田市長に提出しなければならない。

3 確認証を破損した場合には、前項の再交付申請書にその破損した確認証を添付しなければならない。

4 太田市長は、第2項の規定による申請が適当であると認めたときは、確認証を再交付するものとする。

(住所等の変更)

第10条 確認証の交付を受けた者が、住所又は氏名を変更したときは、14日以内に社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届(様式第5号)を太田市長に提出しなければならない。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が発生したときは、遅滞なく確認証を太田市長に返還しなければならない。

(1) 確認証の交付を受けた者が太田市の被保険者でなくなったとき。

(2) 法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者でなくなったとき。

- (3) 確認証の再交付を受けた者が紛失した確認証を発見したとき。
  - (4) その他確認証を必要としなくなったとき。
- 2 太田市長は、確認証の交付を受けた者が、次に掲げる事由が発生したときは、確認証を返還させることができる。
- (1) 確認証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
  - (2) 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。
- (サービスの利用)

第12条 確認証の交付を受けた者は、対象サービスを利用するに当たり、当該サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に確認証を提示し、利用者負担額から軽減額を控除した額を事業者に支払うものとする。

(助成額)

第13条 市は、軽減を実施した社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で軽減額の一部を助成することが出来る。助成の額は、社会福祉法人等が行った利用者負担額を軽減した総額のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象の介護保険サービスに関するもの（旧措置者については、日常生活費に限る。）の1パーセントを超えた部分について、その2分の1の範囲内とする。ただし、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分については、全額を助成する。

2 前項の軽減額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の助成については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第1項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合において、助成措置以外の実施方法は助成措置を受けるときと同様とする。

(助成の申請)

第14条 助成を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減に係る助成金申請書（様式第6号）及び資金収支予算内訳書抄本等太田市長が指示する必要な書類を添え市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減に係る助成金の決定について（様式第7号）により当該申請を行ったものに対し通知するものとする。

3 社会福祉法人等が交付決定された助成金の交付を受けようとするときは、請求書に社会福祉法人等による利用者負担額軽減に係る助成金実績報告書（様式第8号）等市長が指示する必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成事業実施要綱（平成13年尾島町要綱第19号）、社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成事業実施要綱（平成12年新田町要綱第16号）又は藪塚本町社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成事業実施要綱（平成13年4月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに行なわれた太田市社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成事業については、なお従前の例による。

